

第7回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年12月8日(金) 午前9時30分から午前10時10分

2 開催場所 光市役所 3階 第5会議室

3 出席委員 (22人)

農業委員

1番	河村	晴夫
2番	田村	尚利
3番	宮内	昭壽
4番	弘田	靖
5番	藤本	準一
6番	麻野	将也
7番	西岡	昭雄
8番	神田	英俊
9番	鬼武	敬子
10番	吉岡	弘
11番	福原	英樹
12番	田村	耕一 (会長)

農地利用最適化推進委員

1番	重田	正憲
2番	河井	眞也
3番	國弘	久男
4番	西村	隆裕
5番	末岡	博
6番	上岡	知雄
7番	森本	鉄之
8番	城	俊治
9番	小山	秋芳
10番	秋山	孝

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第4条転用許可申請に対する許可決定
について

議案 第3号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定
について

議案 第4号 農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

報告 第3号 行政不服審査法の規定に基づく審査請求について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 太田 隆一

農地係長 松原 耕二

農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第7回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員10名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、2番、田村尚利委員、3番、宮内昭壽委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

議長

それでは、議事に入りたいと思います。

事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

説明に入ります前に、議案の修正についてご説明いたします。

先に議案を郵送いたしました。が、議案第1号番号1の譲受人について苗字が変更となっていたとの連絡が申請手続き代理人である行政書士からありました。

修正の内容は机上にお配りしております資料のとおりです。

議案第1号番号1の審議はお配りした資料に沿って進めますのでよろしく願いいたします。

それでは、議案第1号の番号1についてご説明いたします。

申請農地は室積地区内、室積出張所の南東約3kmの位置にある1筆で、地目は畑、面積は316㎡、今回は農地の贈与についての申請となっております。

申請地の所在につきましては、A4横の「12月分光市農業委員会議案位置図」の1ページと2ページをご覧ください。

申請地は、室積出張所の南東約3kmに位置する1筆です。

今回の申請者ですが、農地の譲受人は市内、申請地の北側隣接地にお住いの個人で、農地の譲渡人は同じく市内にお住いの個人です。

続いて、申請理由につきましては、譲受人が申請地北側に隣接している住居にお住まいで、あわせて今回の申請農地の実質的な管理を行っておられた所、申請地の農地を譲渡し人から、贈与により所有権移転し、農地を継承するため申請があったものです。

続きまして、「参考資料」1ページの(3)をご覧ください。

農地法第3条第2項に規定されています農地の権利移動の制限についてですが、第2項の第1号から6号について検討した結果について順を追って説明いたします。

「参考資料」1ページの中ほどの「ア第1号」をご覧ください。

ア第1号の「全部効率利用要件」についてです。

今回贈与される農地の北に隣接して譲受人の住居があり、申請書に記載された農機具(草刈り機等)の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、譲り受けた農地全てを効率的に耕作可能と認められます。

続いて、イ第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり問題ありません。

続いて、ウ第3号の「信託要件」についてですが、今回信託ではないので問題ありません。

続いて、エ第4号の「農作業常時従事要件」についてです。

提出された営農計画書から、譲受人は年間150日、耕作に必要な農作業に従事する見込みで、問題ありません。

「参考資料」の2ページをご覧ください。

続いて、オ第5号の「転貸禁止要件」ですが、今回は譲受人本人が全て耕作予定であるため転貸には該当しません。

続いて、カ第6号の「地域調和要件」です。

提出された営農計画書から申請地で果樹、ミカン栽培をすることとなっており、申請地は既にミカンの木が植えられ下草刈りもされていることから、周辺農地の耕作に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に定める許可に必要な要件をすべて満たしており、許可要件について問題ないと考えます。

なお、この件につきましては地区担当の推進6番委員さんに調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長

推進6番委員、補足説明をお願いします。

推6番

特にありません。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号の番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号の番号1は原案のとおり決定いたしました。

続いて事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは議案第2号「農地法第4条許可申請に対する許可決定について」ご説明いたします。

今月の4条許可申請は、2件です。

「農地法4条転用許可」は、農地の所有者本人が、自己の目的の為に農地を農業以外の使用目的に転用して利用する場合に農業委員会へ許可申請を行うものです。

それでは議案第2号の番号1と2について、あわせてご説明いたします。

「総会議案1頁」とあわせてA4横の「位置図」の3ページと4ページを、議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請人は、番号1、2のいずれも光市にお住まいで、親子、父と子であるお2人からの申請です。

申請のあった土地は、三井地区、三島出張所の北1.8kmに位置する3筆で、登記地目はいずれも田、面積は番号1が1,183㎡、番号2が530㎡と1,058㎡、合計2,771㎡です。

今回の申請は植林のための農地転用許可申請となっております。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

続きまして「参考資料」2ページの下段(3)をご覧ください。
許可の要件である、ア立地基準と、イ一般基準について説明いたします。

まず、ア立地基準からです。

(ア)「農地の区分」についてですが、今回申請のあった農地は、当該農地は第1種、第3種のいずれにも該当しない第2種農地で、第2種農地については他の農地で代替ができない場合は転用可能です。

今回については申請者本人が植林のため農地転用予定で、本人所有地の他の候補地を検討されましたが適当な土地が他に見つからず今回の申請地を選択しておられます。

「参考資料」の3ページをご覧ください。

続いて、イ一般基準についてです。

まず、イの(ア)「転用の目的」ですが、植林のためということであり、問題ありません。

次に、イの(イ)「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書および通帳の写し等から、問題ありません。

続いて、イの(ウ)「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係は特になく、これには該当いたしません。

(エ)「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ありません。

次に、イの(オ)「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、今回該当する許可等は無く、該当しません。

次に、イの(カ)「一体利用地の利用見込み」についてですが、今回対象農地全体にクヌギを植林する計画であり、問題ありません。

次に、イの(キ)「計画面積の妥当性」についてです

申請に係る面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないこととなりますが、今回対象農地全体にクヌギを植林する計画であり、また事業計画書等から判断し適当と判断します。

続いて、イの(ク)「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、提出された被害防除計画書の内容等から判断し、植林することによる近接農地への影響については問題ありませんが、担当委員さんに確認いただいた所、植林する木がクヌギであることから成長したのちの落葉について注意が必要では、とのご指摘がございました。

この点について植林の施行業者である森林組合の担当者に確認しまし

たところ、番号2の北側の申請地530㎡については、道を挟んで住宅に近く、今回は落葉樹であるクヌギを多く植えるものであることを、植林前に事前に説明をすることです。

また、番号2の南側の申請地1,058㎡の東側に下流の南側へ続く用水路が走っており、こちらも落ち葉の影響が懸念されますが、植林の位置をなるべく水路から離す等の対応をとることです。

申請地は農免道路沿いで周囲にはすでに多くの落葉樹がある状況ではありますが、許可申請書を交付する場合の許可要件として「農地転用に伴い周辺に影響が出た場合、責任を持って対応すること。」の文言が必ず記載されており、この部分に落葉に関する影響も含まれる点を十分説明の上、許可となった場合には許可書を交付することとしたいと考えております。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、地区担当である推進2番委員さんに調査をお願いし、先ほどのご指摘以外については特に問題ない旨の回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長 推進2番委員、補足説明をお願いします。

推進2番 特にありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第2号の番号1と2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号の番号1と2は原案のとおり決定いたしました。

続いて事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第3号「農地法第5条許可申請に対する許可決定について」ご説明いたします。

今月の5条許可申請は、1件です。

「農地法5条転用許可」は、他人の農地を取得や借りるなどして農業以外の使用目的に農地転用して利用する場合に、その土地を所管する農業委員会の許可が必要となるものです。

それでは議案第3号の番号1についてご説明いたします。

「総会議案1頁」とあわせてA4横の「位置図」の5ページと6ページを、議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

今回の申請は売買による所有権移転に伴う農地転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は千葉県に本社のある法人で、譲渡人は市内に居住する個人です。

申請のあった土地は、大字光井地区、市役所の東約3.3kmに位置する1筆で、登記地目は田、面積は3,601㎡です。

譲受人は申請地を購入予定で、農地転用対象地については譲受人が太陽光発電設備として利用予定です。

譲渡人は、当該農地をおよそ1割部分のみ耕作しておられ、残り部分は管理のみにとどまり、管理に苦慮されていたところ、事業拡張のため用地を探していた譲受人と、売買について合意に至ったものです。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

続きまして「参考資料」4ページの(3)をご覧ください。

許可の要件である、ア立地基準と、イ一般基準について説明いたします。

まず、ア立地基準からです。

(ア)「農地の区分」についてですが、当該農地は第1種、第3種のいずれにも該当しない第2種農地であり、第2種農地については他の農地で代替ができない場合は転用可能です。今回については譲受人が太陽光発電設備としての利用予定で、他の候補地も検討したが適当なものが見つからず今回の申請地を選択されております。

ここからは、イ一般基準についてです。

まず、イの(ア)「転用の目的」ですが、太陽光発電設備として利用予定ということであり、問題ありません。

次に、(イ)「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書、金融機関の残高証明等から、問題ありません。

(ウ)「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

参考資料の5ページをごらんください。

(エ)「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ありません。

次に、(オ)「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、今回は、今回該当する許可等は無く、問題ありません。

次は、(カ)「一体利用地の利用見込み」についてですが、今回売買される農地全体を太陽光発電設備とする計画であり、事業に供されるのは申請地のみなので、問題ありません。

次に、(キ)「計画面積の妥当性」についてですが、今回の対象地につきましては、土地の利用目的は太陽光発電設備であり、事業計画書から太陽光発電設備用地が 3,601 m²、太陽光パネルの水平投射面積は 1,392 m²。土地の利用率は、パネル面積 1,392 m² / 3,601 m² = 38.66%で、土地の利用率は基準の 22%を満たしており適当と判断します。

続いて、(ク)「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、提出された被害防除計画書の内容等からも判断し、太陽光発電設備とすることによる近接農地への影響については問題ありません。

なお、担当委員さんに確認いただいた所、申請地に車両で侵入可能な通路が確認できなかった点と、近隣に住居が複数あり反射光について大丈夫であるか、についてのご指摘がございました。

太陽光施工業者に確認しましたところ、工事のための進入路につきましては、「位置図」の6ページに矢印で記載しております、申請地の南側、■■建設敷地を通る形とのことで、■■建設さんの了承済みとのことです。

また、付近に住居が多くある状況ですが、太陽光施工業者に確認しましたところ、反射光の影響については角度的に問題ないとのことです。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、地区担当である5番委員さんに調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長

5番委員、補足説明をお願いします。

5 番 入り口は他にないため、工事のために■■建設敷地を通る形となることについては止むを得ないと思います。工事完了後のメンテナンス用の進入路はどうなりますか？

議長 進入路の使用について、■■建設に確認は取れていますか。

事務局 譲受人の業者に電話し、工事用として進入路を使用するについて、■■建設の同意を得ていることを確認しましたが、メンテナンス用の進入路としての利用については確認できていません。進入路について工事用の利用に加えてメンテナンス用の利用についても確認を取り、許可を出すまでにその旨の同意書の提出を求めることとしたいと思います。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。
議案第 3 号の番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 3 号の番号 1 は原案のとおり決定いたしました。
続いて事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 4 号「農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。
別紙の A 4 横「令和 5 年度 5 号」の「光市農用地利用集積計画」をご覧ください。
光市長から、農用地利用集積計画の承認を求められています。
今回の内容につきましては、別紙の裏面にありますとおり、新規 1 件、1 筆で面積は 900 m²です。
貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載

のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、適当であると判断します。

事務局からは以上です。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。続いて事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項の第1号、第2号及び第3号について一括して説明いたします。

議案の2ページをご覧ください。

まず、報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

今回届出の件数は、3件でした。

内容については議案に記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

続いて、報告第2号「非農地証明について」です。

非農地証明の件数は2件でした。

内容については議案に記載のとおりです。

こちらについて、地区担当の委員さんを含めた3名の委員さんと、事務局1名による調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものと認め、非農地証明を交付しました。

続いて、報告第3号「行政不服審査法の規定に基づく審査請求について」です。

机にお配りしております「報告第3号資料」をご覧ください。

(3)にありますとおり、令和5年10月16日の光市農業委員会総会議案第3号の番号3と4において、皆様に審議を行っていただきました立野地区の太陽光発電設備設置のための農地転用につきまして、審議の結果、不許可となりましたことから(4)のとおり、申請者に対し不許可通知書を交付いたしましたところ、(5)にありますとおり申請者の事業者から、行政不服審査法に基づく審査請求、いわゆる不服の申し立てが提出されました。

経過については別紙に記載のとおりです。

これからの流れとしましては、(7)以降について対応する必要があり、(7)にありますとおり先方の提出された審査請求の内容に対し、光市農業委員会から弁明書の形で回答していくこととなります。

弁明書の内容が固まり先方へ発送する前に、皆様に弁明書の内容についてご審議いただき、送付について議決いただいた後、先方へ弁明書を発送する形となります。

場合によっては臨時の農業委員会総会の開催が必要となりますが、その際には皆様にご協力いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

議長

只今の報告第1号、第2号及び第3号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

議長

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上で、第7回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和5年12月8日開催の第7回光市農業委員会総会の議事録である。

令和 年 月 日

光市農業委員会 会長 _____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____

光市農業委員 _____